

第十五回 参議院人事委員会會議錄第八号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)
午後四時三十五分開会

常任委員 熊登御堂定君
会専門員

委員の異動

十二月二十三日委員重宗雄三君、溝口三郎君及び松野鶴平君辞任につき、その補欠として北村一男君、三浦辰雄君及び松平勇雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 門田 定藏君
理事 カニエ邦彦君

委員

北村 一男君
平井 太郎君
松平 勇雄君
高瀬 莊太郎君
三浦 辰雄君
高田 なほ子君
千葉 信君
紅露 みつ君

政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君
総務院事務官(内閣総務大臣官房審議室長事務代理) 久田 富治君
人事院総裁 浅井 清君
人事院事務局長 龍本 忠男君
局給与局長 加藤 陽三君
保安庁人事局長 正示啓次郎君
大蔵省主計局次長 岸本 晋君
大蔵省主計局給与課長 岸本 晋君

本日の會議に付した事件
○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(門田定藏君) 只今より委員會を開会いたします。

先ず一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。政府から菅野内閣官房副長官、久田内閣総務大臣官房審議室長事務代理、龍本人事院事務局長給与局長、岸本大蔵省給与課長が来ておりますから、昨日に引き続きまして質疑を続行いたします。御質疑のあるかたは順次発言を願います。

○千葉信君 今日官房長官はお見えになりませんか。

○政府委員(菅野義丸君) 只今予算委員會に出ております。

○千葉信君 それでは菅野副長官にお尋ねいたします。

前回のこの委員會で質疑の結果明らかになりましたことは、人事院の勧告は一万三千五百十五円、五月からの実施、それから政府案は一万二千八百二十円の十一月からの実施、表面上の金額では勧告と政府案とは六百九十五円の開きということになるけれども、併し当然人事院案通りに五月から勧告通りに実施をされていれば更にこの開き以上に給与の自然増加があるはずである。勿論現行の給与水準の中でも五月から十一月一日までの間には百九十二円という給与の上昇がありましたから、従つて人事院の勧告案の金額と政府案との開きに五月から十一月までに上昇した給与額を加えてその金額が八百八十七円、政府案と人事院勧告の金額にはこれだけの開きがある。それから更に若しも人事院の勧告が五月から勧告通り実施されていれば、そのほかにプラスαというものが必ず生じたに違いない。その点も考慮に入れなければならぬ。政府のほうではこの分についてその後計算をされておられますか。

○政府委員(菅野義丸君) 只今の御質疑の点は、前回の當委員會におきまして私が答え申し上げた通り、千葉委員の仰せになることは誠に御尤もでございます。その通りでございます。

それでは百九十二円プラスαというものはこれはまだ正確な数字を計算してありませんが、しよと思えば簡単なことであります。仮に五月に一万三千五百十五円のベースが実施されたとすれば、その後の昇給が幾らかというのを計算すればいいのでありますから簡単であります。別に計算はいたしておらなかつたのであります。

○千葉信君 それはそれとして次にお尋ねしたいことは、現行給与が国会で審議されたときに、當時も又政府案と人事院案にはかなりの開きがございますが、これに対して政府側の答弁としては、併し政府としては減税の措置を講ずる、従つて政府案で支給されても手取金額においては人事院案と余り差はないという御答弁でございますが、はしなくも今度も又同様な条件が起つてゐるわけでありまして、政府は再びこの答弁を今度も繰返されるおつもりであるかどうか。この点をお尋ねします。

○政府委員(菅野義丸君) 御承知の通り人事院の勧告は、前回も今回も民間の同じような種類の人たちの給与と合せよう、額において合せようとするのでございまして、この前の一万六十二円ベースのときも政府はそこまでのベース・アップをいたさなかつたわけでございまして、今回もその当時の民間給与との差額より少いのでございまして一致するまでに至らなかつたのでございまして。去年の十月のベース・アップのときに民間給与との間にへだたりがございまして、今回若し仮に人事院の勧告と同じように、民間給与と同じ額にしますれば三割以上の恐らく値上になると思ひます。併しながら民間給与はその後一八%にがしから上つておりません。そうしますとその倍ぐらいの値上りを一般公務員にするということは如何かと考えまして、その他の事情も考慮しまして二〇%にいたしましたのでございまして、税との関係におきましては、中堅職員が殆んど半分ぐらいの人数を占めておるんでございまして、中堅職員の税を今回大幅に減税いたしましたので、この点はなるほど民間給与とは離れておりますが相当の負担を軽減できると考えております。併しながら税金の問題は民間の給与者にも及ぼすものでございまして、これはその税金の減税をしたからといって必ずしも民間給与に近付いたということにはならないと思ふ次第であります。

○千葉信君 これは誰が考えても減税の措置というものは、国民所得に対する再分配をどうするかという問題が減税の中心課題であります。減税が公務員に対する措置だけではなくて、民間の諸君に対しても同率において適用されるということを考えますと、減税の措置を理由として給与枠を減額するという政府のやり方は、減税に關する限り公務員諸君はその恩恵から除外されるという結論になるわけでありまして、私はこの方法は當を得たものでないという立場を主張するものであります。併し今ここで時間も非常に急迫しました段階で、意見の相違や対立をここで究明している時間はないようでありまして、早速事実問題に入りたいと思ひますが、只今副長官の御答弁では、減税による措置は中堅職員に對してより多くこれを厚くしているという意味の御答弁がございましたが、併し国家公務員等の場合を見ますと、御承知の通り国家公務員の中で一番数の多いのは五級職でこれが十八万、これは昭和二十四年の一月の調査でありますが大體この基準は今日も變つておりません。その次に多いのが

務員法によりまして人事院という機関
がありまして、そこから公務員の給与
というものは財政の点を考えた上、か
くあるべきものであるという数字を勧
告して来るのでありまして、これをそ
のまま法律案として実施するのが誠に
喜ぶべき望ましい状態でありまして、
政府もそういう日が一日も早く来るこ
とを念願しております。今日の財政で
は遺憾ながらこれをそのまま実施する

ということとは困難でございますので、不本意ながらそれから下廻つたものを実施するという案にいたしてありますので、只今御指摘になつたような点が人事院の勧告に比べれば確かにそれは低いことは当然でございますが、そういうことになるのでございますが、勿論理想の形といたしましては少くとも人事院の勧告はそのまゝの形で呑みたい、こういう気持は政府といえどももつております。そうして一日も早く理想的な公務員の給与が実施されるように望んでおる次第でございますが、今回の給与ベースの改正はいろいろな情勢を考えて、先ずこの辺で以て公務員のかたに我慢をして頂かなければなら

らんじやなかろうかという点を出したのでございまして、その辺の御見解については同様な意見をもつております。

○千葉信君　私がお尋ねしているのは公務員の利益を擁護するために設置された人事院がどういうものか、人事院の勧告はどういう理念の下に取扱われなければならないかというようなことは従来もう何度も何度も繰返されており、そういう論議を私はここでしようと思つておるのじやないのであります。単刀直入に私がお尋ねしているの

は、例えば財政上の理由があるにしても、その財政上の理由も、菅野さんたちもこの国会で御経緯になられたように、その財政もやりくりしようと思えばできないわけではない。一方にはそういう条件があり、而も政府ではその財政上の理由に藉口されてはおるけれども、併し雇用者の立場、使用者の立場として標準生計費さえも確保しないので、それで財政上の理由に藉口してそれで相済むと思うか、その点を私は数字を挙げて菅野さんに御答弁願つてゐるんです。ですから菅野さんのお立場として、単にそうありたいとか何とかいう希望のお考えだけではなく、一体そういう事実に対して政府は責任を感じるのか感じないのか、それをお尋ねしてゐる。

○政府委員(菅野義丸君) 私が承知いたしておりますことは、何度か繰返すようでございますが、人事院の勧告は各級ごとの標準生計費を基準にしたものではないということを知知しております。二級三級の基準になるところは標準生計費でございますが、その他は民間の給与に合せたというように聞いております。従いまして諸般の情勢から下廻る数字になつておりますが、これがすぐさま各級ごとのぎりぎり一ぱいの理論生計費を割るものだというふうには考えておらないのでございます。

○千葉信君 あなたは今日官房長官の代理でこゝで答弁しておられるのですから、それから又あなたは従来この問題を主として担当してやつておられるかたなんですから、これが他の人ならば人事院の勧告案に対する考え方なんかを今の御答弁のように考えておられ

ても、私はそれに対して追及する気持ちも恐らく起らないでしょう。併し今の内閣の中でも最もこういう問題に対して真摯に勉強もしておられ、而も熱心にこの問題を扱つておられる主任者のあなたが、人事院の勧告が単に二級三級の標準生計費だけを確保するために勧告されているものであるか、それともそれ以外の職員の家族構成の実情にそつて、級号表の作成の場合にその標準生活費の確保というこれだけは人事院としても譲れんという形で俸給表が作成されているものかどうか、そのくらいのことにはあなたは知らないはずはないと思う。例えば具体的に申し上げます、二級三級の独身者の場合には勿論標準生計費が四千七百円です。それから二人家族の場合には八千五百九十四円という標準生計費の計算の上に立つて八千六百円の勧告をしているんですよ、十円多いのです。それから三人家族の場合には標準生計費は一万一千四百六十五円かかるのです。これに対して人事院の場合には一万九百五十円、それから五人家族の場合等は一萬三千七百九十五円かかるという計算の上に立つて一萬四千円の勧告をしているんです。それを菅野さんともあろうものが、標準生計費なんか全然二級三級だけであつておられるのは誠におかしいと思つておられるのではありませんか。

○政府委員(菅野義丸君) 人事院が実績調査に基づく想定した年齢或いは家族構成等によりまして生計費を計算して、そして勧告の数字を検討しておりますことは承知しております。併しなから具体的この俸給表を作成した計算

の仕方は、あくまでこれは民間給与に合したものでございまして、それが果して想定した公務員の給与として妥当であるかどうかという検討にはお説のよういろいろな数字で以てやつております。その点私も承知しております。それよりも下廻るといふことは非常に残念に思いますが、構成のやり方というものは先ほど私が申し上げた通りのように承知しております。

○千葉信君 話にならないなあ。この問題は一応、この点関連ある質問をどなたか先に。

○北村一男君 千葉君の御質疑も相当長時間になつたやうでありますし、只今の御意見をいざ又尊重して検討を加えなければならぬ日も来るかと存じますので、本日は本法案に對しましてはこの程度で質疑を打ち切りまして討論に入らんことの動議を提出いたします。(「反対々々」「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田定藏君) カニ委員の質疑が残つてゐるやうでございますが、申込があるのですからもう暫く。

○北村一男君 時間が迫つてゐるんだから。

○千葉信君 北村委員にちよつとお尋ねしますが、あなたは昨日私のところへ午前中に來られて、今日はおれのほうの委員が少いから採決するやうなことはやらないでくれと、あなたはそう言つてゐるのですよ。私はそれを了承して昨日は採決をやらずに今日まで審議を延ばしてゐるんですよ。それに對して而も質疑が全部終つてからあなたがそういう動議を出されるのはわかるんですが、それは話が少しおかしいと思ふ。そういう強引な態度をおとりなさ

る、殊に今カニ君も来るしそれから他の委員からも質疑があるし、僕にも質疑があるのですから何もそう急がずにやろうじやありませんか。

○高田なほ子君 折角の御発言でございしますが、私も予算委員会の方に付ておりましたやつと採決が済んで今ここに來たところなんです。千葉さんはどういふところを御質疑になつてゐるか、同じ党でも打合せがされてない、私もたくさん疑問が残つてゐる点があるのではありませんか。カニさんでも大分疑問が残つておられるやうです。

○北村一男君 時間を守つて頂かないと衆議院も待つてゐるんだから、そう参議院だけで時間を延ばすといふことはできない、ただ時間を限つてやられるなら私は同意いたします。

○委員長(岡田定藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後五時十分速記中止

午後五時五十分速記開始

○委員長(岡田定藏君) 北村君から質疑打ち切りの動議が提出され賛成のかたがありますので只今動議につき採決いたします。北村君の提出の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田定藏君) 多数であります。よつて質疑を打ち切りこれより討論に移ります。御意見のおありのお方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお修正意見等がございましたら討論中にお述べを願います。

○千葉信君 私は本法律案に反対し次の修正案を提出いたします。お手許に

差上げてありまするが、それは一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案、これは時間の点等も考慮いたしまして修正案の内容について概略を申し上げます。あとは差し上げてある印刷物で御了解を願いたいと思ひます。

修正の第一は、俸給表のうち下級職員の俸給額は政府案通りとし、その他は人事院勧告の通りとする。勿論この場合には下級職員といふのは一号から八号まででございます。これに伴ひ昇給期間差額を修正する。

修正の第二は、俸給を一回払とする場合の支給日をその月の十五日前にも遡り得るやうに修正する。

第三は、勤勉手当の制度は廢し、その代り期末手当の額は六月支給分を〇・五カ月分、十二月支給分を一カ月分にする。但し本年十二月に企業特別会計の現業職員に支給する額は一・二カ月分とする。

第四は休職者のうち結核による場合、それ以外の私傷病の場合及び人事院勧告で定める場合にも期末手当を支給できるよう明文化する。未帰還職員にも期末手当を支給するやう明文化する。

第六は僻地手当及び研修手当の制度を明文化する。

第七、顧問、参与等の非常勤職員の手当月額を人事院勧告の通り三千六百円以内に修正する。

反対討論の内容についてはこれをこの際特に省略して本會議で討論することにしたいたします。

以上でございます。

○カニ二郎君 私は只今の千葉君が申上げました修正案に對して修正をい

たします。修正案に賛成をし、そうして政府原案に對しましては反對をするものであります。なお時間の關係上いろいろの点を省略したいのでありますがその点を省略したいので、いづれ本會議で反對の理由を明らかにしたいと、かように思つております。

○紅露みつ君 私も只今の修正案に賛成いたします。原案には反對でござい

○三浦辰雄君 私は政府原案に反對、そして一部修正を試みたいのであります。その修正の点はお手許に配付してあるものであります。一体この政府の改正法律案の提案理由を見ると、本案の作成に當つては右人事院勸告に示され

ました給与改訂案につきまして慎重な検討、考慮を重ねたのであるが、目下の財政經濟等の諸事情を総合的に勘案いたしました結果、遺憾ながらこれをそのまま実施できないとの結論に達したと言ひ、そして政府はこの改正案を出すに當つて、最近における民間給与、家計費その他諸般の事情を総合的に勘案した上で、財政の許す限度におきまして努めて人事院の勸告を尊重することを以て基本方針にしたと言つてお

る。そして一般政府職員に對しましては、昭和二十七年十一月以降における職員總平均の給与額月額約二割程度引上げておむねこれを一万二千八百円程度とするということにしている。けれどもどうも先般來この審議を通じていろいろ問題になつておりますように、このベースに對する議論は随分ある。又この各号俸の内容についても例えは働き盛りである五、六級前後の人たちの今回の改正によつて与えられ

るところのものは恵まれていない、一般に問題があるけれども、その中でも更に恵まれていない。こういう体系になつていくようなところの問題がある。だから私は政府原案には反對なんだ。併しながら本案において基本給が幾分でも上がることもあります。又年末に當つての手当も幾分改善されていくこともある。又一方地方公務員をも含めると二百万に及ぶところの公務員のかたがたの生活、特にこの歳末を控えてどうすれば一体この年の瀬を暮して行けるのだ、誠に同情すべきまじめな公務員、これに對して思うのであります。これを思うと、この法案が

いろいろの修正の出すようなことで結論的に不成立に終るといふことは、又私は断じてどうも情において許せない、忍びない。そこで私は政府はこれらの問題、いわゆるベースそのもの、或いは各号俸間の問題、先ほど一部で提案された一号から八号まではそのままでよからう、それ以上についてはもつと考へなければならぬといつたようないろ／＼の問題について引続き研究をするといふようなことが是非望ましい。勿論これをいじるとなれば公企

労法によるところの国鉄、専売、こういう問題との關係もありましよう、又特別職との關係もあることは勿論でございませうが、是非これは引続き十分に誠意をもつてこの研究を続けて行つて改善に努力する、あの困つてい

る公務員の姿に目をおおとすることなく、又口実を他に求めてそうして何とかごまかすといつたような方法でなく、謙虚な態度でこの問題をすぐ研究を続けて行つて、できれば年度内においてもいいものができ得るならばこれを出す、こういうようないゝゆる一層の誠意を以てこの問題を研究して頂きたい。こういう意味で私の朗読申し上げます。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

一 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
別表第一から別表第六までの改正規定中別表第一から別表第五までの各表の末尾にそれ／＼次の備考を加へる。

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速かに合理的改訂を加へるものとする。

これを是非加へたいといふことでございませう。どうか皆さんがたの一つ御賛同を得たいとお願ひする次第でござい

○北村一男君 簡単に申し上げます。自由党はこの政府原案並びに三浦委員御提出の修正案に賛成いたします。

なおこの際一言申し上げておきたいことは、公務員の勤務地手当のことでございませうが、この勤務地手当の支給地域区分は、今回の衆参兩院の修正議決によりまして相当の改善をみることにありますが、なお各地域間の均衡上検討の余地が相当あると考へま

す。よつて人事院は至急調査の上必要な措置をとられんことを要望いたします。討論態度を明らかにいたしまして

○委員長(門田定藏君) 他に御意見もないやうでございませうが、討論は終結したものと認めて御異議ございませ

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(門田定藏君) それでは採決に入ります。

先ず討論中にありました千葉君提出の修正案を議題に供します。修正案に賛成のおかたの起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○委員長(門田定藏君) 少数であります。よつて千葉君提出の修正案は否決されました。

次に三浦君の提出の修正案を議題に供します。三浦君の修正案に賛成のかたの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(門田定藏君) 多数であります。よつて三浦君の修正案は多数を以て可決されました。

次に修正案にかかる部分を除く衆議院送付の法律案全部を議題に供します。修正部分を除く原案に賛成のかたの起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(門田定藏君) 多数でございませう。よつて本法案は多数を以て修正可決されました。

なお本會議における委員長の日頭報告の内容につきましては、先例により委員長に御一任をお願いしたいと思います。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(門田定藏君) 御異議ないことを認めます。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられるかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

北村 一男 松平 勇雄
平井 太郎 高瀬 莊太郎
三浦 辰雄

○委員長(門田定藏君) 御署名洩れはございませうか……。ないものと認め

○北村一男君 本日はこの特別職の給与並びに保安庁職員給与法の一部を改正する法律案、これを議決して頂かんと、甚だ困るのじやないかと思ひます。これは一つこの際……。

○委員長(門田定藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(門田定藏君) 速記を始めて下さい。

○カニエ郎彦君 只今自由党の北村委員から保安庁職員並びに特別職の給与法についてもこの際質疑を打切ると、こういう御意見であります。私は遺憾ながらこれに對しては反對をするものであります。というのはこの法案に

ついては実はまだこの委員会では質疑はどなたも一回もやつておらんわけでございませう。そこで質疑をやらずに一体その討論、採決をすると言つても討論のしようもなければ意見の述べようも実はないかと思ひます。そこでか

ようなことは国会が始まつて以來全然前例が私はないことだと思ひますが、併しながらこれはまあ自由党さんのほうでいよ／＼数で一つ押切つておやりになるということであるならば、これはもう如何ともしようがないのでありますから、その点は一つ成るべくきよう

な無謀なことをおやりにならないことをお願いいたしまして、私は遺憾なが

らやはりこれは質疑をやるべきものであるという考で反対をいたします。

○北村一男君 動議を提出いたしましたから御採決を願います。(委員長懇談談話と呼ぶ者あり)

○紅露みつ君 又両論が対立いたしました。これは懇談に入つても少ししなごやかに話合つて、(時間が足りない)と呼ぶ者あり)こんな理窟を言うよりそのほうが早いでしょう。歩み寄つてこんなにせつばつまつてゐるのですからもう少し上手にお運びになるように懇談にお入りになつたほうがよいと思ひます。

○三浦辰雄君 私は今カニエさんの言われたことは実に同感なんです。同感なんです。あの一般公務員の際に私は修正の説明の中で述べたように、保安庁職員という問題は例示しません。が、これらの問題も含めて一応政府としてはもう少し考えなければいかんというのを私は主張しなければならなかつた。だけれどもあれを通してこの二つの関係を通さないと私のあのときの趣旨から言つて私はどうもこれも困る。で私は今北村議員が動議を出されましたが私は賛成する。同時に私はいつも毎回繰返すようにこの人事委員会の運営について一つお互いに反省をしたいものだということをここに強調申し上げます。

○北村一男君 御採決をお願いいたします。

○委員長(門田定藏君) 今のはまだ懇談中ですから正規に……。

○北村一男君 それじゃ先の動議は懇談中だつたのでございますから改めて動議を提出いたします。

直ちに保安庁職員給与法の一部を改

正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の質疑及び討論も省略いたしました。御採決あらんことの動議を提出いたしました。(賛成「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田定藏君) それでは北村君からの特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につき、質疑及び討論を省略することの動議が提出されております。北村君の動議に賛成の諸君の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(門田定藏君) 多数でございます。よつて質疑及び討論を省略します。

これより両案の採決をいたします。両案に対して賛成のお方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(門田定藏君) 多数でございます。よつて両案は多数を以て可決されました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては、先例により委員長に一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田定藏君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
北村 一男 松平 勇雄

平井 太郎 高瀬 莊太郎
三浦 辰雄

○委員長(門田定藏君) 御署名洩れはございませんか、御署名洩れはないと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。
午後六時二十三分散会

十二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十三日)